

平成22年1月12日

長岡京市長  
小田 豊 様

日本共産党長岡京市議会議員団  
団長 浜野 利夫

## 2010年度（平成22年度）予算要求書

深刻な不況の影響や、構造改革路線による格差・貧困の広がりから市民生活を守り、市民が将来に希望の持てる予算にするため、日本共産党長岡京市議会議員団は市民各界各層の要求を集約し、「2010年度（平成22年度）予算要求書」として提出いたします。市長におかれましては、その実現に最大の努力をされますようお願い申し上げます。

### 目 次

#### I. 2010年度緊急・重点要求項目

#### II. 分野別要求項目

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 1. 公正で民主的な市民本位の行政運営 | ハ. 介護保険対策                 |
| 2. 生活の安全対策          | ニ. 高齢者・障害者（児）対策           |
| イ. 道路整備と改修          | ホ. 介護保険対策と高齢者・障がい者対策の共通項目 |
| ロ. 側溝・水路改修          | 5. 教育・文化・スポーツ対策           |
| ハ. 防犯灯・街灯の設置と整備     | イ. 学校教育                   |
| ニ. 市民の足確保と交通安全対策    | ロ. 社会教育・文化振興              |
| ホ. 信号機の設置・改善        | ハ. スポーツ                   |
| 3. 環境保全、生活環境整備      | 6. 産業・観光・労働対策             |
| 4. 医療・保健衛生・福祉対策     | 7. 生活防衛対策                 |
| イ. 一般医療・衛生対策        | 8. 防災・震災対策、消防強化           |
| ロ. 乳幼児・児童対策         |                           |

## I. 2010年度緊急・重点要求項目

1. 長引く不況の市民への影響を把握し、失業者・低所得者・零細業者・高齢者・障がい者・母子・父子家庭などに対し、負担軽減策など必要な生活支援を具体化すること。
2. 各種の相談に来られた市民に利用可能な全ての制度をワンストップで案内できるよう、総合相談窓口の体制強化とともに、総合生活支援センターの相談体制も強化すること。利用者保護の立場から、オンブズパーソン制度を確立すること。
3. 生活保護の相談および申請については、正規職員によって対応すること。申請権を侵害しないために、相談の段階で生活指導は行わず、必ず申請用紙を交付すること。制度を積極的に周知すること。
4. 地元企業の「派遣切り」やリストラの実態を把握し、労働者の就労保障、生活保障について企業と協議すること。特に、補助金を交付した企業には雇用確保の指導を強く行うこと。失業者への公的就労対策を講じること。
5. 市内中小企業の実態を把握し、経営について親身に相談に乗るとともに、公的融資の増額、保証料・利子の全額補助、据置き期間の延長を行うこと。予算の前倒しや執行残も活用し、公共工事や物品・委託契約の地元発注を拡大すること。
6. 暮らしの安全と地元業者の仕事おこしのために、住宅改修助成制度を創設すること。耐震改修工事への補助の充実、条件の緩和とともに、融資制度を拡充すること。
7. 市が雇用契約、委託契約および指定管理契約を結ぶ際には、その業務で働く労働者がワーキングプアにならないような労働条件を保障すること。
8. 府営水道の基本水量を減量し、水道料金を引き下げること。
9. 近年の地下水位の上昇について全市的に調査し、水収支を明らかにすること。地下水保全に対する市の責任を明確にし、市民・事業者と市の共同による具体的目標をもった地下水保全策、汚染防止策を策定すること。
10. 下水道料金の値上げは行わず、国の補助金の増額を強く求め、引き続き一般会計からの繰り入れを行うこと。
11. 国民健康保険会計への一般会計からの繰り入れを増額し、保険料負担を軽減すること。併せて、保険料・一部負担金の減免制度の拡充、任意給付の拡大（育児手当・休業補償等）を行うこと。
12. 実質無保険者をつくらないために、国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は、資格証明書の発行は行わず、短期証の窓口留め置きも行わないこと。
13. 介護保険料の引き下げ・利用料の軽減を行うとともに、導入時の理念である「家族介護から介護の社会化」「自由選択できるだけだけのサービスの充実」にそって、在宅・施設それぞれの十分な公的介護保障を行うこと。
14. 国連「障害者権利条約」にそって、障がい者の応益負担の撤回を国に求めるとともに、障がい福祉サービスの利用料ゼロをめざすこと。
15. 済生会病院の医師・看護師不足への対策を国・府と共同で取り組むとともに、地域の中核医療機関としての役割を果たせるよう、必要な支援を行うこと。
16. 子どもの医療費を、通院も小学校卒業まで無料化するとともに、国・府にも制度創設・拡充を求めること。
17. 保育所のクラス担任、障がい児加配の保育士を正規職員化し、学童保育の有期雇用

指導員は継続雇用にすること。

18. 保育所を増設し、待機児をなくすこと。
19. 少人数学級をすべての学校・学年に広げ、国・府にも実施を求めること。
20. 保育所はじめ公的施設の耐震化計画を早期に確立すること。特に小中学校の耐震化を早急に進めるとともに、トイレ・水まわりの改修も引き続き推進すること。
21. 豪雨による冠水・浸水被害の対策を早期に具体化すること。
22. 第二外環道路については、あくまで住民合意を前提とし、市独自の環境影響調査で防音壁など自然・住環境・教育環境の保全をすること。工事にあたっては万全な安全対策を講じるとともに、影響を受ける住民の声に迅速に対応し、被害には補償を行うこと。
23. 阪急長岡天神駅周辺整備のあり方は、住民合意で決定すること。駅前広場の設置、南踏切の安全対策の早期実施と、バリアフリー化の計画的実現をすること。
24. 阪急新駅計画は、市全体のまちづくりビジョンにおける位置づけを明確にすること。
25. 市職員のサービス残業や長時間残業を根絶し、十分な市民サービスに必要な人員を計画的に増員すること。市の非正規雇用労働者の労働条件を、公務の執行にふさわしい水準に向上させること。
26. コスト削減や収納率向上の実現性が不透明であり、納税困難な市民の顔が見えなくなる「京都地方税機構」からは脱退し、市として責任ある課税収納事務を行うこと。
27. 市営駐車場は、公共施設利用者および障がい者は無料にすること。駐車料金の減額措置は透明化し、特定企業への優遇は行わないこと。
28. 国に対し、アナログ放送の打ち切り撤回を求めること。難視聴地域、共同アンテナ受信世帯、高齢者・障がい者・低所得者等からの地上波デジタル放送に関する相談に応じる体制を確立するとともに、国・府と連携してアンテナやチューナー付け替え工事への補助制度を創設すること。
29. 住宅への火災報知機設置費用への補助を行うこと。
30. 大阪成蹊大学芸術学部の移転構想については、市の文教環境を守るために、慰留に努めること。
31. 指定管理者や事業実施主体を公募する際の全庁的なルールを定め、公平性を担保すること。オープンラウンジ、神足ふれあい町家、きりしま苑、総合生活支援センターなど、民間企業の参入にふさわしくない施設については、指定管理者の公募を行わないこと。

## II. 分野別要求項目

### 1. 公正で民主的な市民本位の行政運営

1. 国民主権・平和主義・生存権を含む基本的人権を定めた日本国憲法を守るよう国に強く求めるとともに、憲法の理念の生きる市政運営を行うこと。
2. 「いのち輝く平和都市宣言」や平和市長会議加盟の趣旨を生かすためにも、「核兵器廃絶都市宣言」の制定を行い、市民とともに積極的に核兵器廃絶に取り組むこと。
3. 不適切な公金支出や契約行政について、全庁的に不断に見直す体制をつくり、公

正・透明な行政を確立すること。

4. 行財政改革は、市民生活や職員への負担押しつけではなく、大型開発優先・大企業優遇の見直し、不要な補助金の廃止等を通じて行うこと。
5. 職員の採用・昇任試験・人事については、縁故・情実を排し、公正に行うこと。公正さの確保できない人事評価制度は廃止すること。非正規職員の雇用は、採用基準や労働条件を明確にし、公正・透明に行うこと。
6. 男女共同参画計画（第4次計画）の各課別目標の達成できる体制をとること。
7. 「山城人権ネットワーク推進協議会」および「人権政策確立要求京都府実行委員会」「同山城地区実行委員会」「同長岡京市実行委員会」からすみやかに脱退すること。
8. エセ同和団体、右翼、暴力団などの行政介入を許さず、不当な要求に対し毅然と対処すること。暴対法の主旨を生かし、市長が先頭に立って利権・暴力のない、安心して暮らせるまちづくりを推進すること。
9. 住民基本台帳など行政の保有する個人情報漏えい防止を徹底すること。国・府等との情報ネットワークシステムの導入に際しては、個人情報保護を最優先し、市として確実な保護が保障できない場合は導入しないこと。
10. 地域集会所のない自治会、地域に対して、市有地の貸与、民間用地借り上げなどと併せて、建設費の補助金を増額すること。
11. 下水道の事業所への免除要綱を廃止し、事業所の使用水量に見合う下水道料金徴収を行うこと。
12. 市長及び三役の退職金について、報酬審議会に諮問し、見直しを行うこと。

## 2. 生活の安全対策

### イ. 道路整備と改修

1. 西国街道の石畳の改修をすすめるとともに、事故防止の抜本的対策を講じること。
2. 傷んできている市道・私道の舗装改修を年次計画で行うこと。
3. 府道大山崎大枝線の西陣町～光明寺前交差点の歩道拡幅及び市道3287号線（光明寺交差点以北）への歩道の設置と雨水排水の整備を行うこと。
4. 府道長岡京停車場線の犬川以西、天神石段下までのバリアフリー化を促進すること。
5. 小畑川沿い長八小通学路の拡幅整備・歩車道分離等の安全対策を急ぐこと。
6. 小畑川左岸の古市橋周辺の拡幅を行い、交差点の安全対策を講じること。
7. 八条ヶ丘交差点の東南角の歩道に隅切りをするなど安全対策を講じること。

### ロ. 側溝・水路改修

1. 市民負担なしでの私道の側溝改修を年次計画で行うこと。
2. 下水道設置と併せた道路・側溝改修（長岡京方式）の未整備地域の道路整備及び側溝改修を促進すること。
3. 府道伏見柳谷高槻線の天神2丁目竹やぶ付近の北側の側溝に蓋を設置し、通学の安全を確保すること。

4. 国道171号線名神高速道路下の水つき解消をすること。
5. 市道5043号線沿いの橋本川水つき解消をすること（京都市域、五間堀川までの改修を）。
6. 改修ができていない農業用水路のしゅんせつを市の責任で定期的に行うとともに、住宅地の水路については住民の安全確保を図ること。
7. 長岡天神ハイツ東側道路の側溝を暗渠化し、歩行者の安全対策を行うこと。
8. 三菱製紙西側の市道4015号線に側溝蓋の設置をすること。
9. 新幹線側道の市道側溝の新設整備を行うこと。
10. イズミヤ東側道路の側溝改修を行うこと。
11. 奥海印寺自治会館北側の側溝を整備すること。
12. 長中北側の市道3126号線村田製作所社宅前に側溝蓋を設置すること。
13. グレーチングのスリップ対策を計画的に推進すること。

#### ハ. 防犯灯・街灯の設置と整備

1. 奥海印寺バス停から鈴谷間の道路照度を確保すること。
2. 外環道路北行き方面東側の街灯の増設。
3. 小畑川沿いの長三中、長八小、長九小の通学路に防犯灯の増設。
4. 今里橋以北の小畑川左岸市道3023号線、3068号線沿いに防犯灯の増設。
5. 犬川橋～大山崎町下植野に至る小畑川右岸に防犯灯の増設。
6. 府道伏見柳谷高槻線（馬場交差点から三菱電機の間）の街灯の設置。
7. 防犯灯を設置してなお暗い箇所については、照度の向上について検討すること。  
従来型の防犯灯の設置できない箇所については、照明の型式を検討し照度を確保すること。

#### 二. 市民の足確保と交通安全対策

1. はっぴいバスは、1コイン運賃、運行回数増、休日運行充実、運行路線増による時間短縮など、いっそうの充実をすること。城の里・古市在・東和苑など東部、調子など南部の路線の新設を検討すること。
2. 敬老無料バスの創設とともに、北部循環バス、JR長岡京駅～光明寺、JR長岡京駅～美竹台間、東部循環バスの増発および変則運行の改善を阪急バスに申し入れること。
3. 阪急バス停留所に屋根及びベンチの設置を早期に実現すること。JR長岡京駅前については、風防・待合室等の設置を検討すること。
4. JR長岡京駅東西駐輪場は市直営にし、阪急長岡天神東自転車駐車場と併せて使用料金を引き下げ、特に通学生の負担軽減を行うこと。
5. 小畑川に滝ノ町一西の京間の人道橋を設置すること。
6. 馬場橋に歩車道分離のための人道橋を設置し、交差点の安全対策をすること。
7. 阪急長岡天神駅南踏切の安全対策のため、東行きでの右折について、時間制限で右折禁止など規制を検討すること。
8. 緑が丘住宅入口（レストランすずかけ前）の交差点の安全対策を講じること。
9. 西友とリパティの間の交差点および旧パチンコフォーラム角の交差点の安全対策を講じること。

10. 長法寺小学校前の交差点の安全対策を講じること。
11. 府道伏見柳谷高槻線（三菱通り）の、JR線路脇道路との交差点及びハイツ竹風前の横断通学路の安全対策と交通指導員の配置をすること。
12. 府道伏見柳谷高槻線の西陣町交差点から文化センター前交差点までの道路北側に歩道の設置とバス停の安全確保をすること。
13. 旧スーパーキタノ前の交通安全対策を行い、付近の道路交通に支障が起らないよう指導すること。
14. 府道西京高槻線のイガヤ酒店前交差点の安全確保と歩道を設置すること。
15. 市営駐車場入り口前の道路と西国街道との交差点について信号設置など安全対策を講じること。
16. 落合橋歩道の拡幅とともに、落合橋西詰交差点の安全対策と下植野方面への歩行者の安全対策を行うこと。
17. JR野神ガード周辺の歩車道分離を急ぐこと。
18. 府道大山崎大枝線の友岡ガード下周辺の安全対策を講じるとともに、長岡病院〜かつらぎガスセンター間に歩道を設置すること。
19. 馬場交差点の東西行きの線形を滑らかにするなど、車両の錯綜防止と歩行者・自転車の安全対策を講じること。
20. 浄土谷の湯川勘一宅北側にカーブミラーを設置すること。
21. 老ヶ辻陸橋に手すりを設置すること。
22. JR西口ロータリーの送迎者の安全対策、北側接続道路入り口の安全対策を講じること。
23. JR東西自転車駐輪場については、通勤時に整理員を置くなど、付近で自転車と歩行者が錯綜しない対策を講じること。
24. JR長岡京駅ホームの安全柵設置について、JRと協議し早期実現すること。

#### ホ. 信号機の設置・改善

1. 府道高槻檜原線と市道4076号線の交差点（内方表具店前）に設置。
2. 府道向日善峰線と府道大山崎大枝線（井ノ内）の交差点に設置。
3. 府道向日善峰線と府道西京高槻線（アサワハイツ西）交差点に設置。
4. 市道0105号線と1022号線の交差点（太鼓山通りと奥海印寺通り）に設置。
5. 府道大山崎大枝線の梅ヶ丘住宅入り口のT字路および御陵道入り口のT字路については、すぐそばにある信号をT字路の位置に移設するなど、安全対策を講じること。

### 3. 環境保全、生活環境整備

1. 市温暖化防止計画は、CO<sub>2</sub>排出量の大部分を占める市内企業とともに取り組む目標を明確にして、真に本市のCO<sub>2</sub>排出量削減に責任を果たすこと。
2. 自然保護、地下水涵養、水質保全、防災の観点から、西山一帯の開発については厳しく規制し、非生産の竹林（放置竹林）整備をさらに推進すること。
3. 開発指導にあたっては「まちづくり条例」に基づく住環境保全と、市民の立場に

立った積極的な業者指導を行うこと。京都府に対し、都市計画法施行令に基づき開発許可基準面積を300㎡とし、連続する用地の開発は一体として判断するよう要求すること。

4. 住宅に使用されているアスベストの調査・除去への助成制度を創設すること。
5. ゴミ有料化は行わず、分別・リサイクルの推進により、ゴミ減量をさらに進めること。
6. 第5週目と祝日の分別収集を完全実施すること。
7. 大型ゴミの無料収集を復活し、乙環と連携して衣料や家具などの定期的なフリーマーケットを開催しリサイクルを推進すること。
8. 西山などの不法投棄防止の啓発と、さらなる対策の強化をすること。
9. 光風台地域・鈴谷地域や、長五・長八小学校区など住宅急増地域、高齢化の進んでいる地域での郵便ポストの設置を働きかけること。
10. スズメバチ駆除のための予算を復活すること。
11. 下水道管の未接続世帯への融資について、融資額の増額、所得制限の緩和、保証人の撤廃を行うこと。「いきいき住まい助成」制度との併用ができるように改善すること。
12. プール的に広く利用されている「じゃぶじゃぶ池」は、水質や駐車場対策など安全確保のための体制を市の責任で行うこと。
13. 市内各公園に市の負担で水道、時計の設置、公衆便所を設置すること。
14. 市内各公園の遊具の点検・草刈り・樹木の剪定を定期的実施すること。
15. 久貝・開田・滝ノ町二丁目・天神三丁目地域に児童公園を設置すること。
16. 公園の設置の際には、利用する子どもや保護者を初め、市民の意見を十分にふまえて設計を行うこと。一般にあまり利用されていない「子どもの森」についても、市民の意見で整備し直すこと。
17. 障がい者・高齢者・病人など社会的弱者にやさしいまちづくりの立場から、幹線道路・商店街・公園・緑地など各所にベンチの設置をすること。

#### 4. 医療・保健衛生・福祉対策

##### イ. 医療・衛生対策

1. 後期高齢者医療制度の即時廃止を国に求めること。
2. 75歳以上の人間ドック補助金を復活させること。
3. 高齢者のインフルエンザ接種の補助については、対象者全員にクーポンを送付するなど手続きを簡素化すること。
4. 小児科の夜間医療体制を、地域医療機関とも連携し確立すること。
5. 特定健診については、健康増進の観点から、個人通知の復活と本人負担の無料化を行うこと。乳がん・子宮がん検診は毎年に戻すこと。
6. インフルエンザ接種への補助を拡充するとともに、ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン接種についても補助制度を創設すること。

##### ロ. 乳幼児、児童対策

1. 児童虐待を防止するため、公的支援体制を充実すること。産前・産後うつにはじまる、保護者の悩み、孤立感を取り除く取り組みを関係機関との連携で強化すること。
2. 「直接契約」や「バウチャー制度」、保育基準の撤廃など、保育の公的責任を形骸化する国の保育制度導入に反対すること。
3. 認可保育所を目指す取り組みには、積極的に用地確保や補助金交付をはかること。
4. 子どもの育ちに一貫して責任を果たすためにも、正規保育士の増員をすること。
5. 公立保育所の保育内容は、職員・保護者の自主性、創意工夫を尊重すること。
6. 保育所のトイレ・水まわりの改修を計画的に実施すること。
7. 保育所での障がい児のゼロ歳児からの受け入れ、年度途中入所を実施すること。
8. 保護者の育休を理由にした保育所退所は行わないこと。
9. 「保育基準」も生かして民間保育所の保育環境の改善をすること。
10. 無認可保育所に対する助成を抜本的に改善し、公立や法人施設との格差を解消すること。障害児受け入れ措置に対する助成を改善すること。乳児委託助成金を拡充し、運営補助金（簡易保育事業補助金）の復活を府に求めること。
11. 幼稚園の保護者負担軽減の助成、幼稚園運営振興助成を拡充すること。
12. 長中校区・長二中校区で、地域子育て支援センターとは別に、「つどいの広場」事業を実施すること。
13. 子育て支援の情報集約・提供の行政窓口を設置し、関係機関の横の連携を強化すること。
14. 子育てサークルが気軽に集まれる活動場所を確保するとともに、公共施設等を利用する場合には助成を行うこと。

## ハ. 介護保険対策

1. 介護の必要な人すべてが安心してサービスを受けられるよう、施設整備を推進すること。
2. 国が示している滞納・未納へのペナルティを行わないこと。
3. 申請から介護計画作成まで一貫して、被保険者の要望にそって対応すること。最重度認定がされてもサービスが不足する人には、必要なだけの介護サービスを保障すること。
4. 介護を受ける高齢者の人権・プライバシーを守る体制を確立すること。虐待の発生時に緊急避難のできる施設を確保すること。
5. 民間業者の参入によって、事業者がサービス受給者を選んだり、現在の福祉サービスの低下や負担増にならないように指導と基準設定をすること。
6. 地域密着型サービスについては、事業所との定期的な連絡調整を行い、負担軽減、利用しやすい体制整備を行うこと。
7. 地域包括支援センターの体制強化と増設を行うこと。
8. 介護サービスの住宅改修は、「いきいき住まい改造助成」とあわせて受領委任払いを実施すること。

## 二. 高齢者・障がい者（児）対策

1. 一人暮らしの高齢者に対する「緊急通報システム」補助を無料化し、障がい者な



どすべての必要な市民に制度を広げること。

2. 独居・老老・障がい者世帯等に対して、市として見守り訪問の体制を確立し、孤独死をなくすこと。
3. ポニーの学校の職員体制や施設を拡充し、希望する親子が必要な時間利用できるようにすること。
4. 障がい者扶養共済制度の掛金への補助を堅持すること。また、府にも同様の要望をすること。
5. 施設入所の障がい者が一時帰宅の際、必要に応じた在宅サービスが受けられるようにすること。
6. 障がい者が希望に応じて、地域で生活できる住居の確保と一般・福祉就労ができるよう対応すること。
7. 障がい者福祉施設の運営補助金を増額し、安定運営を保障するとともに、施設を増設し、希望者がすべて入所・通所できるように改善すること。特に、向日が丘養護学校の卒業生等の進路を保障すること。
8. すべての障がい者医療費の無料化、通院費の援助制度を確立すること。
9. 障がい者の訪問看護を福祉医療として認め、自己負担を軽減すること。
10. 養護学校への学童保育所の設置を府に求めること。
11. 高齢者、障がい者等市民が気軽に集えるふれあいの場をまずは小学校区単位に開設するとともに、市民の同趣旨のとりくみに支援をすること。

#### ホ. 介護保険対策と高齢者・障がい者（児）対策の共通項目

1. 福祉職員の十分な体制を保障するために、施設運営費補助を増額すること。
2. 24時間ホームヘルプ体制の確立と、常勤ヘルパーの大幅増員をすること。
3. 本人や家族の冠婚葬祭や病気など、必要なときに入所できる短期入所サービスの増床をすること。
4. 配食サービスを毎日対応し、1日2食以上にすること。家族の状況に応じて柔軟に利用できるようにするとともに、利用者の状態に見合った食事内容とすること。
5. グループホームなど居住施設を増設すること。
6. 理学療法士、作業療法士を増員すること。
7. 40～64歳の市民について、指定された疾病以外でも、障がい者を含めて必要な介護が受けられる措置をとること。

### 5. 教育・文化・スポーツ対策

#### イ. 学校教育

1. 学校選択制は、地域の教育力を低下させる等、教育的効果にマイナス面が多くあることを直視し、見直しを行うこと。
2. 児童数の急増している学校の教室不足について対策を講じ、教育格差を発生させないこと。
3. 特別支援教育のコーディネーターの過重負担を解消し、児童生徒への十分な支援体制を確立すること。

4. 教職員の長時間にわたる時間外勤務の解消、健康管理について、労働安全衛生法にもとづく上司の管理責任を果たすとともに、現場の声を反映できる検討委員会を立ち上げ実効ある対策を行うこと。休憩室、更衣室を各学校に確保すること。
5. 養護教員の複数配置を早期に実現すること。
6. 「子どもの権利条約」の精神を生かし、子どもが主人公の学校づくりをすすめること。
7. 学校行事は学校の主体性を尊重し、「日の丸」「君が代」「愛国心」は強制せず、憲法に基づく内心の自由を保障すること。積極的に平和教育を推進すること。
8. 全国いっせい学力テストは参加しないこと。競争と差別・選別を助長する教育ではなく、すべての子どもに必要な基礎学力と発達を保障する教育を行うこと。
9. 学校・地域の連携を強化し、教職員の横のつながりを保障するなど、いじめ克服の体制を強化すること。
10. 義務教育無償の原則から、学校教材費の予算を増額し、父母負担を軽減すること。修学旅行費と野外活動費の全額市費負担を行うこと。
11. 各小学校に通学する障がい児の実態に合わせた学級設置と介助員配置を行うこと。
12. 学校図書室の充実と司書の正規職員化・常駐化をすること。
13. 地区プールの事故防止と充実のため、監視員・補助員など体制を確立すること。
14. 学校給食の民間委託は行わず、地元農作物・国産農産物を最大限使った、米飯中心の安心・安全な給食を実施すること。併せて、中学校での給食を保護者の意見をふまえて実施すること。
15. 通学路の点検を行い、父母の要求する地域への交通指導員の配置など、児童・生徒の安全対策を強めること。
16. 通学区再編については、計画段階から保護者・地域等に説明し十分に意見を聞いたうえで、必ず通学区審議会にはかること。決定後も十分に説明責任を果たし、子どもや保護者・地域の要望にこたえること。
17. 長五小の昇降口にシャッターを設置すること。
18. 就学援助については、年度初めはもちろん、年度途中においても周知徹底をはかること。

#### ロ. 社会教育・文化振興

1. 子ども会指導者育成協議会の活動拠点を確保し、青少年の地域活動を支援すること。
2. 中央生涯学習センターの利用者の駐車場料金無料化を行うこと。
3. 公共施設予約システムについては、利用者登録は全施設共通でできるようにし、パソコン予約と直接申請に不公平が出ないようにすること。誰もが利用できるよう簡素化をはかること。
4. 産業文化会館の床や壁・備品等の修繕・改修・更新を計画的に実施すること。
5. 恵解山古墳の整備については、地域住民の意見を反映し住民が憩えるものにする。出土品を安全に管理できる施設を確保すること。
6. 文化振興や市民団体の育成の立場から、長岡京記念文化会館の使用料負担を軽減し、気軽に使用できるものに改善すること。中央公民館や市民ホール・産業文化会館・中央生涯学習センターの使用料の引き下げと減免制度の拡充を行うこと。

7. 社会教育活動に必要な施設の不足を解消するため、コミュニティセンター等を計画的に建設すること。
8. 図書館の新書購入等の予算を増額し、市民要望に積極的に取り組むこと。
9. 学童保育所の運営は、必ず正規職員を複数配置すること。併せて、土曜午前からの運営は正規指導員を中心に行うこと。保育時間延長を検討すること。
10. 学童保育所への障がい児受け入れに見合った施設整備と指導員の配置をすること。
11. 学童保育の大規模化・狭隘化の対策を行うこと。特に、神足・長四のスペース拡大をされたい。
12. 「放課後子ども教室」と学童保育事業は、目的も役割も違うことから、両事業をそれぞれ充実すること。
13. 当面、中学校区単位に児童館の設置を計画的に実施すること。
14. 埋蔵文化財に対する発掘、調査、買い上げ費への国庫補助拡充を要求すること。
15. 歴史・文化資料館を建設・設置すること。

## ハ. スポーツ

1. スポーツ予算を大幅に増額し、健康保持も含めて市民がいつでもスポーツを楽しめる施設の増設、利用料の引き下げ、支援体制の確立を行うこと。
2. スポーツセンターを拡充し、陸上競技場・多目的広場・市民温水プールの建設をすすめること。
3. 学校等の夜間照明設備を計画的に増設すること。
4. 長岡公園テニスコートの使用料は、西山公園体育館だけではなくテニスコートでも受領すること。

## 6. 産業・観光・労働対策

1. 企業立地促進条例は廃止し、特定企業への単なる金銭供与ではなく、真に地元雇用促進と地域経済活性化ができる制度を構築すること。
2. 乙環の事業系ゴミ手数料減免については、中小零細事業所への支援に直接つながるよう、透明化・改善すること。
3. イノシシ・シカ・アライグマ等の鳥獣被害への対策をさらに強化すること。
4. パート労働者退職金、福利厚生・共済制度を早期に実現すること。
5. 母性保護の立場から、女性労働者の労働条件の改善を行政指導すること。
6. 中小企業振興のために、「中小企業振興条例」を制定し、「小規模工事・物品契約登録制度」の創設など仕事おこし対策に取り組むこと。
7. 学校校舎など公共施設の改築や修理、事務消耗品などの官公需発注に際して、公正性の確保とともに地元業者育成の観点から対処すること。
8. 学校、病院、保育所などで本市の農産物を使用したり、市民や観光客への販売ルートを増やするなど、地産地消をすすめるとともに、農業の保護育成策、農家の後継者育成を抜本的に強化すること。
9. JR長岡京駅の観光情報センターへの案内看板を目立つものにし、レンタサイクルを増やし、駐輪場を確保すること。

10. 光明寺への観光バスの駐車場や整理員を確保し、市民および観光客の安全をはかること。

## 7. 生活防衛対策

1. 住民税の減免制度を拡大すること。
2. 申請にもとづく各種の減免制度は、「広報ながおかきょう」ですますのではなく、対象者すべてに実効ある周知徹底を行うこと。
3. 「暮らしの資金」の貸出しを通年化し、限度額を20万円に引き上げること。併せて、返済方法の改善をすること。
4. 生活保護にかかわる相談は、生存権保障の立場から、保護の可否だけではなく制度の利用などを全面的に援助すること。
5. 府営住宅の早急な建設、「ストック活用計画」に基づく市営住宅の増設をすすめ、低所得者に広く門戸を開き、高齢者・障がい者に対応できる住宅を確保すること。青年や高齢者、障がい者等を対象に家賃補助制度を確立すること。
6. 市営住宅は、母子・父子家庭、老人世帯、障がい者が優先的に入居できる対応とともに施設改良を促進すること。野添住宅の一般公募を早急に実施すること。
7. 消費者保護の立場から「消費者保護条例」を制定すること。

## 8. 防災・震災対策・消防強化

1. 本市の地質調査に基づき、活断層周辺での開発のあり方を検討すること。
2. 現存するため池の埋立は行わないこと。
3. 防火水槽・消火栓については、必要な点検と増設をすること。
4. 本市の公共施設の耐震・不燃化構造、エレベーターを再点検し必要な対策を講じること。特に、民間中・高層建築物については、安全性について指導を行うこと。
5. 市民に対し、避難場所・表示板の周知、高齢世帯・障がい者世帯・独居世帯などへの情報・救援方法の周知をそれぞれ徹底すること。
6. 災害時に必要な食品・医薬品・衣料などの備蓄を充実すること。
7. 小畑川の浸水対策として、しゅんせつを府に強く要求するとともに、小畑川以東に浸水時も避難できる避難所を設置すること。浸水が想定されている地域の浸水時の避難方法を確立し徹底すること。
8. 独居・老老・障がい者世帯等の把握をさらに進め、災害弱者への対策を具体化すること。
9. 「消防力の基準」をふまえた必要な人員の増員をすること。
10. 消防と学校、病院、公共施設、スーパーマーケットなどとのオンラインシステムの確立をはかること。
11. 消火器の薬品詰め替えの補助金制度を復活し、市民の防災対策を支援すること。

以 上